

博士論文の要旨及び審査結果の要旨	
氏名	Shwe Ma Lay
学位	博士(法学)
学位記番号	新大院博(法)第32号
学位授与の日付	令和2年3月23日
学位授与の要件	学位規則第3条第3項該当
博士論文名	Conflict between Protection of Investors and States' Public Interest Measures including Human Rights -Lessons and Suggestions for Myanmar- (国際投資法における投資家保護と国家の規制権限の調整関係—ミャンマー投資法への視座—)
論文審査委員	主査教授 渡辺 豊 副査教授 田巻 帝子 副査教授 澤田 克己
<p>博士論文の要旨</p> <p>本論文は、国際投資法に関する投資家の保護と投資受入国との関係について、主として国家の人権保護に基づく規制権限との緊張関係について論じたものである。また、かかる議論を踏まえて、筆者の出身国であるミャンマーにおける投資関連の国内法規と国際的な投資に関する保護の基準との整合性を検討しようとするものである。論文の構成は以下の通りである。なお、本論文は英文によるものである。</p> <p>第1章 はじめに</p> <p>第2章 国際投資法における国家の規制権限の調整関係</p> <p>第1節 投資家と投資受入国との間の紛争処理条項</p> <p>第2節 国際法上の国家の規制権限のあり方</p> <p>第3節 GATT・WTOにおける一般的例外事項の国際投資法における位置づけ</p> <p>第4節 国際投資法における国家の規制権限</p> <p>第5節 事例検討</p> <p>第6節 小括</p> <p>第3章 国際投資仲裁における人権の位置づけ</p> <p>第1節 国際法における人権保障</p> <p>第2節 国際投資法における人権の位置づけ</p> <p>第3節 水に対する権利に関する投資紛争</p>	

第4節 小括

第4章 ミャンマーにおける投資に関する法律の現状と課題

第1節 ミャンマーにおける投資に関する法律の歴史的展開

第2節 ミャンマー投資法の現状と課題

第3節 小括

第5章 結論

本論文で扱うのは、国内における法律上あるいは行政上の措置が外国投資家に影響を与える場合に、二国間投資協定や多国間投資協定に定める投資家保護のルール違反が追及される状況である。一般的に、二国間・多数国間投資協定では投資家の保護の基準が定められ、投資受入国はそれらを遵守することが求められる。また、投資家は何らかの損害を被った場合に、当該協定に基づき投資受入国と対等の立場で国際投資仲裁廷において自らの権利侵害を主張し、投資受入国における投資協定違反を追及することが認められている。特に後者の紛争処理に関する条項は「投資家・国家間紛争処理条項 (ISDS 条項)」と呼ばれ、先進国の企業が投資家として発展途上国に対して多額の賠償金を請求するなどの行為が問題視されている。投資受入国としては、外国からの投資を受け入れつつも国家としての自律性を保つために一定の規制を国内で行う必要があり、ここに両者のバランスをどのように調整するかという基本的な問題が見られる。筆者は、これについて特に発展途上国における資源開発を通して生じうる人権侵害に着目し、とりわけ水に対する権利（良好な質及び量の水を得る個人の権利）との関連でこの問題を論じることを目的としている。

第2章では、総論として国家の規制権限と国際投資協定上の国家の義務との関係について検討が加えられる。国際法上、国家主権の行使の一形態として国家はその領域内において自らが必要と考えるいかなる措置をとることができる。ただしそのような権限は絶対的なものではなく、国際法上の義務に抵触しないことや、他国の権利を害さないことなどの一定の条件に服することも知られている。他方で、国際投資協定によって国家は外国投資家を保護することが義務づけられる。特に資源開発などでは環境悪化を防止するために環境法などによって投資活動に規制を及ぼす必要が存在する。場合によっては、かかる措置が国際投資協定との整合性が問題となることがある。例えば資源開発への投資に関する事業で環境基準の厳格化などにより操業が難しくなる場合、かかる行為は投資された資産を毀損することになりうる。そのため、そのような規制措置と国際投資協定の整合性が問題となる。筆者はこの点に関する先行研究を踏まえ、国家の規制権限が正当化される事由を検討し、さらに国際投資仲裁廷における判断を踏まえ、一定の条件下では国家の規制権限が認められることを主張し、そのような条件の一つとして人権に関わるものを指摘する。

第3章では、前章の総論を踏まえて人権に関する国家の規制措置と国際投資協定の関係を具体的に論じている。ここで議論しているのは、人権としての「水に対する権利(right to water)」である。外国からの投資活動によって環境が損なわれ、良好な質と量の水を確保できない場合、国家は規制権限を行使してそのような投資活動を国際投資協定に違反してでも止めることが正当化されるかどうか具体的な問題である。この問題は、発展途上国における水道事業の民営化によって品質の低い水が供給されたり、水道料金が高騰したりするなどの形で実際に多くの国で生じており、現実には紛争にもなっている。筆者はこれらの問題を国際投資法の観点のみならず国際人権法の観点からも論じており、かつ近年の関連する主要な事例における人権の位置づけにも触れながら、人権保障を理由とした規制権限行使が正当化される可能性を模索している。

第4章では、ミャンマーにおける投資受入に関する国内法の制度を検討し、国際的な投資保護の基準に照らして現状と課題を明らかにしている。ミャンマーにおいては、外国からの投資を積極的に受け入れるためにミャンマー投資法が1980年代に制定されており、いままでに3度改正されている(最新の改正は2016年)。特に2000年以降は、投資を積極的に受け入れるために投資家とミャンマー政府との間の紛争が生じた場合の手続を定めたり、投資受入の条件や投資を積極的に受け入れる特区を定めたりするなどの発展が見られる。他方で、投資の受け入れの判断はミャンマー投資委員会が行っているもののその決定過程は透明性を欠き、またASEAN全体を通して全面的な投資受入には消極的であることなどもあり、国際的な投資保護の基準から見ると十分とは言えない点も見られる。将来的にそのような法制度そのものが、外国投資家から欠陥として追及を受ける可能性も否定できず、国際的基準に合致した法制度の改善が必要であることを論じている。特に、水資源開発についてはミャンマーにおいても水道事業の民営化が検討されていることから、第3章で扱った知見を踏まえた法制度の不備を具体的に指摘し、将来そのような不備による紛争を防ぐ必要があることを論じる。

全体的な結論として、現状において国際投資協定における投資家の保護は国家の規制権限を萎縮させている点に鑑み、特に発展途上国の立場として他の国際的な約束の履行のためにも一定程度の規制権限の行使が容認される余地があることを理論・実行の両面から論じた。ただし、このことは国家が規制権限を口実に投資協定上の義務の履行を怠ることを正当化するものではないため、両者のバランスは国内における手続の適正さ・公正さによっても確保する必要があると結論づけた。

審査結果の要旨

Shwe Ma Lay 氏の論文は、国際投資協定による投資家の保護と、国家の規制権限の行使特に人権保護を理由とした措置の間の理論的關係についての議論である。同論文は当該問題を扱うために、人権問題、とりわけ水に対する権利を切り口として、発展途上国において生じうる紛争に即して国家がいかにしてこれらの相矛盾する状況に対処すべきかを検討しようとしたものであり、その意味で氏の出身国であるミャンマーの現状を踏まえた実践的な議論であるとも言える。氏の論文の独自性は、途上国における問題を視野に収めつつ国際投資協定による投資家の保護と、国家の規制権限の間のバランスをいかに取るかについて、理論および実行を丹念に検討した点に見られる。また、そのような知見を踏まえてミャンマーの現状について議論を行っている点も大いに評価できる。ミャンマーの法制度の紹介にとどまらず、国際的な投資家保護の水準を確認しつつ、現状の法制度の意義と課題を適切に示し、かつ今後のあり得べき姿を模索する議論は、ミャンマーにおける法曹としての氏のキャリアを背景にした独自性の高い議論である。

ただし、氏の議論には欠点がないわけではない。第一に、英文で執筆された本論文は、英語を母語としない筆者の言語能力からしてやむを得ない点があるものの、文法・語法上、その他の形式的な誤りに対する確認修正が十分とはいえない。第二に、各章の小括の記述が本人の理解度に比して十分に尽くされておらず、もう少し詳細な説明をすることによってより説得的な議論となったのではないかとこの点も悔やまれる。しかしながらこのような欠点はありつつも、全体として氏の論文の学術的価値は損なわれるものではない。

氏の論文は、国際投資協定に関する法的な議論であり、法的分析に特化したものである。そのことから、審査委員会は Shwe Ma Lay 氏が博士（法学）の学位を授与するに値するものと判断した。